○　金融商品取引所等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十四号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（金融商品取引所の子会社に係る認可申請等） 第十条　法第八十七条の三第一項ただし書の認可を受けようとする金融商品取引所は、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。 一　当該認可に係る会社を子会社（法第八十七条の三第三項に規定する子会社をいう。第六十三条の二第一項第七号を除き、以下同じ。）とする理由を記載した書面 ［二～四　略］ ［2～4　略］ （株式会社金融商品取引所の保有基準割合以上の数の対象議決権を取得し、又は保有しようとする場合の認可申請書） 第五十四条　［略］ 2　前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一　次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハま	（金融商品取引所の子会社に係る認可申請等） 第十条　［同上］ 一　当該認可に係る会社を子会社（法第八十七条の三第三項に規定する子会社をいう。以下同じ。）とする理由を記載した書面 ［二～四　同上］ ［2～4　同上］ （株式会社金融商品取引所の保有基準割合以上の数の対象議決権を取得し、又は保有しようとする場合の認可申請書） 第五十四条　［同上］ 2　［同上］ 一　［同上］

でに定める書類（申請者が外国の法人であることその他の理由により当該書類の一部がない場合は、当該書類に相当する書類）

イ　申請者が法人（地方公共団体を除く。ハにおいて同じ。）である場合　当該法人に関する次に掲げる書類

［(1)～(4)　略］

(5)　総株主等の議決権（法第二十六条の二十七第二項に規定する総株主等の議決権をいう。第六十三条の二において同じ。）の百分の五を超える議決権を保有する者の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（当該者が法人その他の団体であるときは、その名称、本店又は主たる事務所の所在の場所及びその行っている事業の内容）並びにその保有する議決権の数を記載した書類

［(6)～(13)　略］

［ロ・ハ　略］

［二～四　略］

（一般投資家等買付けの禁止の対象とならない者）

第六十三条の二　法第百十七条の二第一項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者（第一号から第五号まで及び第七号に掲げる者にあっては、会員等に当該有価証券の買付けの委託をする者に限る。）とする。

一　［略］

二　有価証券の発行者の役員又は使用人

イ　［同上］

［(1)～(4)　同上］

(5)　総株主等の議決権（法第二十九条の四第二項に規定する総株主等の議決権をいう。）の百分の五を超える議決権を保有する者の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（当該者が法人その他の団体であるときは、その名称、本店又は主たる事務所の所在の場所及びその行っている事業の内容）並びにその保有する議決権の数を記載した書類

［(6)～(13)　同上］

［ロ・ハ　同上］

［二～四　同上］

（一般投資家等買付けの禁止の対象とならない者）

第六十三条の二　法第百十七条の二第一項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者（第一号から第三号までに掲げる者にあっては、会員等に当該有価証券の買付けの委託をする者に限る。）とする。

一　［同上］

二　有価証券の発行者の取締役等（取締役、監査役、執行役、理事

三　有価証券の発行者の役員であり、かつ、当該発行者の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権を含む。以下この条において「特定議決権」という。）を自己又は他人の名義をもって保有する者（次項及び第三項において「特定役員」という。）の被支配法人等（当該発行者を若しくは監事又はこれらに準ずる者をいう。）であり、かつ、当該発行者の総株主等の議決権（法第二十九条の四第二項に規定する総株主等の議決権をいう。以下この条において同じ。）の百分の五十を超える議決権（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権を含む。以下この条において「特定議決権」という。）を自己若しくは他人の名義をもって保有する者（以下この条において「特定役員」という。）又は当該特定役員の被支配法人等（前号に掲げる者を除く。）

［号を加える。］

除く。）

四　有価証券の発行者の株主

五　有価証券の発行者の総株主等の議決権の百分の五十を超える特定議決権を自己又は他人の名義をもって保有する会社（前二号に掲げる者を除く。）

六　［略］

七　有価証券の発行者を子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第三項に規定する子会社（同条第七項の規定により子会社に該当しないものと推定される特別目的会社を除く。）をいう。）又は関連会社（同条第五項に規定する関連会社をいう。）とすることを目的として、当該発行者が発行する法第二十七条の二第一項に規定する株券等を取得し、又は買い付けようとする者（当該発行者の財務の状況及び事業の内容についての調査を実施している者に限る。）

2　特定役員とその被支配法人等が合わせて他の法人等（法人その他の団体をいう。以下この条において同じ。）の総株主等の議決権の百分の五十を超える特定議決権を自己又は他人の名義をもって保有する場合には、当該他の法人等は、当該特定役員の被支配法人等とみなして、前項第三号及びこの項の規定を適用する。

3　第一項第三号及び前項の「被支配法人等」とは、特定役員が他の法人等の総株主等の議決権の百分の五十を超える特定議決権を自己又は他人の名義をもって保有する場合における当該他の法人等をい

［号を加える。］

三　有価証券の発行者の総株主等の議決権の百分の五十を超える特定議決権を自己又は他人の名義をもって保有する会社（前号に掲げる者を除く。）

四　［同上］

［号を加える。］

2　特定役員とその被支配法人等が合わせて他の法人等（法人その他の団体をいう。以下この条において同じ。）の総株主等の議決権の百分の五十を超える特定議決権を自己又は他人の名義をもって保有する場合には、当該他の法人等は、当該特定役員の被支配法人等とみなして、前項第二号及びこの項の規定を適用する。

3　第一項第二号及び前項の「被支配法人等」とは、特定役員が他の法人等の総株主等の議決権の百分の五十を超える特定議決権を自己又は他人の名義をもって保有する場合における当該他の法人等をい

う。 4　第一項第六号の「役員等」とは、令第一条の三の三第五号に規定する役員等をいう。 （金融商品取引所の提出書類） 第百十二条　［略］ ［2～4　略］ 5　金融商品取引所は、法第百八十八条の規定により、別紙様式第十二号により作成された関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第八条第八項に規定する関係会社をいう。以下この項及び第八項第三号において同じ。）に関する報告書を、当該関係会社の毎事業年度経過後三月以内に金融庁長官に提出しなければならない。 ［6～8　略］	う。 4　第一項第四号の「役員等」とは、令第一条の三の三第五号に規定する役員等をいう。 （金融商品取引所の提出書類） 第百十二条　［同上］ ［2～4　同上］ 5　金融商品取引所は、法第百八十八条の規定により、別紙様式第十二号により作成された関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第八項に規定する関係会社をいう。以下この項及び第八項第三号において同じ。）に関する報告書を、当該関係会社の毎事業年度経過後三月以内に金融庁長官に提出しなければならない。 ［6～8　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	